

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事に係る総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

(1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力及び施工計画（以下「施工能力等」という。）と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) その他総合評価落札方式によることが適当であると市長が認める工事

(落札者決定基準)

第3条 令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、総合評価点を定める。

2 総合評価点は、価格点と価格以外の評価点の合計点とする。ただし、施工計画の評価点数が4点以下の者の総合評価点は、零点とする。

3 価格点は、次の式により算定した点数（その点数に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

価格点＝80点×（最低価格／入札価格）

4 前項の式において「入札価格」とは、自らの入札金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。以下同じ。）をいい、「最低価格」とは、各入札者の入札金額のうち最低の金額をいう。

5 価格以外の評価点は、次の表の評価項目ごとの配点の合計点とする。

評価項目	評価対象	評価基準	配点
工事成績（企業の施工能力）	公告日又は指名通知日の属する年度及び	80.0点以上	5点
	前2年度において完成検査を完了した市	77.5点以上80.0点未満	4点

	発注の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含み、発注しようとする工事と同工種の評定点に限る。）の平均値（小数点以下第2位四捨五入）	75.0点以上77.5点未満	3点
		72.5点以上75.0点未満	2点
		70.0点以上72.5点未満	1点
		70点未満又は対象となる評定点がない場合	0点
同種工事の施工実績 （企業の施工能力）	同種又は類似の工事として別に定める工事を元請として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。以下「同種施工実績」という。）の件数	2件以上	2点
		1件	1点
		0件	0点
配置予定技術者の同種工事の施工実績 （配置予定技術者の能力）	同種施工実績のうち、配置予定技術者が主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績の件数（配置予定技術者が複数である場合にあっては、最も件数の少ない者に係る件数とする。）	2件以上	2点
		1件	1点
		0件	0点
配置予定技術者の保有資格（配置予定技術者の能力）	配置予定技術者に係る別に定める資格の保有状況	配置予定技術者（配置予定技術者が複数である場合にあっては、すべての配置予定技術者）が資格を保有	1点
		上記以外	0点
防災協定等（地域貢献）	市との間で締結した防災協定等の協力者名簿への登録の状況	登録あり	1点
		登録なし	0点
施工計画の内容（施工計画）	施工計画の評価点数	23点以上	5点
		19点以上22点以下	4点
		14点以上18点以下	3点
		10点以上13点以下	2点
		5点以上9点以下	1点
優良建設業者表彰の	公告日又は指名通知日の属する年度及び	2回以上	2点

受賞（その他）	前3年度における那須塩原市建設業者表彰要綱（平成17年那須塩原市告示第96号）の規定による優良建設業者表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の回数	1回	1点
		0回	0点
I S Oの認証取得（その他）	公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が建設工事を対象業務として認証したI S O9001又はI S O14001の認証取得の状況	I S O9001及びI S O14001の取得あり	1.0点
		I S O9001又はI S O14001のいずれかの取得あり	0.5点
		取得なし	0点
建設業労働災害防止協会への加入（その他）	建設業労働災害防止協会への加入の状況	加入あり	1点
		加入なし	0点

6 施工計画の評価点数は、工事発注担当課の総括監督員及び主任監督員並びに契約主管課の検査員が次の表の評価項目ごとに評価した点数の合計点とする。

評価項目	評価対象	評価基準	配点
現場環境の把握	地形、地質、気象条件、交通状況、周辺施設等の現場状況の把握内容	的確で優れる	3点
		的確である	2点
		的確性に乏しい	1点
		的確でない	0点
施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容を踏まえた施工上の留意事項の内容	的確で優れる	3点
		的確である	2点
		的確性に乏しい	1点
		的確でない	0点
現場における創意工夫	留意事項を踏まえた創意工夫の内容	的確で優れる	3点
		的確である	2点
		的確性に乏しい	1点
		的確でない	0点

(総合評価落札方式による実施の適否及び落札者決定基準の事前協議)

第4条 工事発注担当課の長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、実施の適否及び落札者決定基準について、あらかじめ入札担当課の長に総合評価落札方式による工事の発注について（協議）（様式第1号）により協議しなければならない。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くときは、落札者決定基準を定めることについて（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、令第167条の10の2第5項の規定により当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴くときは、総合評価落札方式による落札者の決定について（様式第3号）により行うものとする。

(落札者決定基準の決定)

第6条 市長は、落札者決定基準について、令第167条の10の2第4項の規定による意見聴取の結果を踏まえ、条件付一般競争入札にあつては建設工事入札参加資格審査会（那須塩原市建設工事参加資格審査規則（平成26年那須塩原市規則第4号）第2条第1項に規定する那須塩原市建設工事入札参加資格審査会をいう。）、指名競争入札にあつては指名業者選考会議（那須塩原市指名業者選考規則（平成26年那須塩原市規則第3号）第2条第1項に規定する那須塩原市指名業者選考会議をいう。）（以下これらを「審査会等」という。）の審査に付して決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、次に掲げる事項を入札公告又は指名通知書により、公告し、又は通知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 評価項目算定資料を提出すべきこと。
- (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者決定基準及び落札者決定方法
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (6) 価格以外の評価について疑義照会ができること。

(入札方法及び評価項目算定資料の提出)

第8条 対象工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、価格以外の評価をするための次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）を入札公告又は指名通知

書に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 評価項目算定資料の提出について（様式第4号）
- (2) 評価点算定資料一覧表（様式第5号）
- (3) 施工実績評価資料（様式第6号）
- (4) 配置予定技術者評価資料（様式第7号）
- (5) 施工計画書（様式第8号）

2 前項に規定する評価項目算定資料を提出しない者は、入札することができない。

（価格以外の評価点の決定）

第9条 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に基づき審査会等が審査し、決定するものとする。

2 審査会等の長は、審査の結果を市長に報告するものとする。

（価格以外の評価結果の公表及び疑義照会）

第10条 前条の規定により価格以外の評価点を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書（様式第9号）を作成し、市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定により公表された日の翌日から起算して2日以内に、自らの価格以外の評価点について価格以外の評価に係る疑義について（照会）（様式第10号）により、市長に対し疑義の照会をすることができる。

3 市長は、前項の規定による照会があった場合は、審査会等の審査に付し、価格以外の評価に係る疑義について（回答）（様式第11号）により回答するものとする。

4 第1項の規定は、前項の規定による審査の結果、価格以外の評価点を修正した場合に準用する。

（開札及び総合評価点の算出）

第11条 開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

2 総合評価点の算出は、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者について行う。

（落札候補者の決定方法）

第12条 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者の数が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、総合評価点の最も高い者の入札価格によっては契約内容に適合し

た履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

(落札者の決定)

第13条 市長は、落札候補者を決定したときは、審査会等の審査に付して落札者を決定するものとする。この場合において、令第167条の10の2第5項の規定による意見聴取をしたときは、この結果を踏まえて決定するものとする。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、市のホームページに掲載して公表するものとする。

(審査会等が認める特例)

第14条 大規模な工事又は高度な技術を要する工事であつて、審査会等が認める場合は、別に施工者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することができる。

2 前項の審査委員会を設置した場合において、審査委員会は、第3条第3項、第5項及び第6項に規定する落札者決定基準を別に定めることができる。

3 前2項の場合において、審査委員会は、総合評価点及び自ら設定した評価項目についての審査を行うものとする。この場合において、第4条から第10条まで及び第13条の規定は適用せず、審査委員会が別に定める。

(虚偽記載等の措置)

第15条 市長は、提出した資料等に虚偽の記載をし、又は明らかに悪質と認められる行為をした入札者に対し、入札の参加制限、契約の不締結又は契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定は、当該入札者に対し指名停止等の措置を別に講ずることを妨げるものではない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月2日から施行する。

附 則（平成20年7月23日告示第162号）

この告示は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年6月30日告示第122号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日告示第156号）

この告示は、平成22年11月12日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 22 日 告示第133号）

この告示は、令和 6 年 7 月 22 日から施行する。